



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年12月24日金曜日 第2230号

◇ 目 次 ◇

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	963
付保義務の発生.....	965
付保義務の消滅.....	965
公共測量の実施の通知.....	965
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	965
落札者等の告示.....	965
土地改良区役員の就退任の届出.....	966
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	966
道路の区域変更（県道横浜生名港線）.....	966
道路の供用開始（県道横浜生名港線）.....	967
道路の供用開始（県道今治丹原線）.....	967
土地改良区役員の就退任の届出.....	967
指定道路の指定.....	967
建設業者の許可の取消し.....	967
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	968
道路の区域変更（県道大洲保内線）.....	968

訓 令

愛媛県 E V 開発推進班規程の一部を改正する訓令.....	968
愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	969

公 告

平成23年度及び平成24年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	970
土地の売払い.....	973
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	973

正 誤

平成22年12月7日付け第2225号愛媛県規則第43号（愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則）中.....	975
---	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1427号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成23年度以後の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成22年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成23年度及び平成24年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査についての改正後の要綱第2条第2項第3号、第3条第2項第6号及び様式第1号の規定の適用については、改正後の要綱第2条第2項第3号中「実施している」とあるのは「実施し、又は当該特別徴収の実施を誓約している」と、改正後の要綱第3条第2項第6号及び様式第1号注3(6)中「実施を証するスタンプ」とあるのは「実施又は実施の誓約を証するスタンプ」とする。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（資格）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 県税全税目について未納がないこと。</p> <p>(2) 所得税又は法人税及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税について未納がないこと。</p> <p>(3) 個人の県民税及び市町村民税（給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。）の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあつては、当該特別徴収を実施し</p>	<p>（資格）</p> <p>第2条 省略</p>

ていること。

(資格審査の申請)

第3条 資格審査

を受

けようとする者は、随時、競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書

(5) 次に掲げる財務に関する書類(審査基準日の直前2年間にを行った決算に係るものに限る。)

ア・イ 省略

ウ 株主資本等変動計算書又は剰余金処分案若しくは損失処理案

(6) 県税(地方消費税を除く。)及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書(個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。)

(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

(変更等の届出)

第6条 資格者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる事項(主たる事務所又は事業所の電話番号を除く。)について変更があった資格者はその者の登記事項証明書を、第5号に掲げる事項(実印に限る。)について変更があった資格者は印鑑証明書を添付しなければならない。

(1)~(5) 省略

(6) 技術職員の氏名又は法令による免許等

様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1 省略

2 ㉔及び㉕の欄は、経営業務管理責任者又は技術職員が森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号)第2条第1項第1号の表の左欄に掲げる要件を満たすことについて詳記すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(資格審査の申請)

第3条 前条の規定による審査(以下「資格審査」という。)

を受け

ようとする者は、随時、競争入札等参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書

ア 県税全税目及び地方法人特別税

イ 法人税(県外に主たる事務所又は事業所を有する法人に限る。)

ウ 消費税

(4) 省略

(5) 勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書

(6) 次に掲げる財務に関する書類(審査基準日の直前2年間にを行った決算に係るものに限る。)

ア・イ 省略

ウ 利益金処分計算書

(変更等の届出)

第6条 資格者は、次に掲げる事項について変更があったとき、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかに、競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。この場合において、第1号から第3号までに掲げる事項(主たる事務所又は事業所の電話番号を除く。)について変更があった資格者はその者の登記事項証明書を、第5号に掲げる事項(実印に限る。)について変更があった資格者は印鑑証明書を添付しなければならない。

(1)~(5) 省略

様式第1号(第3条関係) 競争入札等参加資格審査申請書

省略

注1 省略

2 ㉔及び㉕の欄は、経営業務管理責任者又は技術職員が森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号)第2条第1号の表の左欄に掲げる要件を満たすことについて詳記すること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1)・(2) 省略

(3) 次に掲げる税目について未納がない旨の証明書

ア 県税全税目及び地方法人特別税

(3) 省略

(4) 独立行政法人勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書

(5) 次に掲げる財務に関する書類（審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。）

ア・イ 省略

ウ 株主資本等変動計算書又は剰余金処分案若しくは損失処理案

(6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方人特別税について未納がない旨の証明書（個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。）

(7) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書

イ 法人税（県外に主たる事務所又は事業所を有する法人に限る。）

ウ 消費税

(4) 省略

(5) 勤労者退職金共済機構の実施する林業退職金共済若しくは中小企業退職金共済又はこれらと同程度以上の退職金共済の加入証明書

(6) 次に掲げる財務に関する書類（審査基準日の直前2年間に行った決算に係るものに限る。）

ア・イ 省略

ウ 利益金処分計算書

○愛媛県告示第1428号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局管内）

御荘加入区

○愛媛県告示第1429号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成18年12月愛媛県告示第1803号）による保険に付すべき義務は、平成22年12月23日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局管内）

御荘加入区

○愛媛県告示第1432号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1430号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図修正）
- 2 作業期間 平成22年12月24日から
平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 松前町

○愛媛県告示第1431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画公園事業5・5・5今治西部丘陵公園（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事業施行期間
平成12年11月21日から
平成27年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
顕微赤外分光光度計 2式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年12月15日	株式会社北浜製作所松山営業所 愛媛県松山市空港通七丁目14番4号-102	20,790,000円	一般競争入札	平成22年10月29日

○愛媛県告示第1433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成22年12月24日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	内海敏雄	四国中央市妻鳥町2201番地
"	高橋裕	四国中央市妻鳥町2339番地
"	南敏雄	四国中央市妻鳥町2566番地の1
"	井川眞治	四国中央市妻鳥町2670番地
"	石村廣美	四国中央市妻鳥町1841番地の1
"	篠原茂市	四国中央市妻鳥町1366番地
"	石川雅弘	四国中央市妻鳥町1482番地の6
"	渡辺勝昭	四国中央市妻鳥町1515番地
"	篠原紀文	四国中央市妻鳥町1050番地の2
"	井川幸彦	四国中央市妻鳥町925番地
"	石川茂	四国中央市妻鳥町424番地の3
"	横尾昇	四国中央市妻鳥町396番地
"	守谷幸茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	森實重隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	白川満男	四国中央市川之江町60番地の2
監事	石川義照	四国中央市妻鳥町918番地の1

"	井川麻夫	四国中央市妻鳥町2711番地
"	石川博之	四国中央市妻鳥町1232番地の1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	内海敏雄	四国中央市妻鳥町2201番地
"	高橋裕	四国中央市妻鳥町2339番地
"	南敏雄	四国中央市妻鳥町2566番地の1
"	南新太郎	四国中央市妻鳥町2843番地の2
"	石村廣美	四国中央市妻鳥町1841番地の1
"	篠原茂市	四国中央市妻鳥町1366番地
"	石川雅弘	四国中央市妻鳥町1482番地の6
"	渡辺勝昭	四国中央市妻鳥町1515番地
"	篠原良孝	四国中央市妻鳥町1056番地の1
"	篠原繁樹	四国中央市妻鳥町930番地の6
"	石川和彦	四国中央市妻鳥町914番地の4
"	篠原祥一	四国中央市妻鳥町312番地の1
"	守谷幸茂	四国中央市妻鳥町124番地
"	森實重隆	四国中央市妻鳥町72番地の1
"	白川満男	四国中央市川之江町60番地の2
監事	石川義照	四国中央市妻鳥町918番地の1
"	井川眞治	四国中央市妻鳥町2670番地
"	石川博之	四国中央市妻鳥町1232番地の1

○愛媛県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市大保木字榎原辛109番10から 同字辛106番11まで	平成22年12月24日

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	横浜生名港線	越智郡上島町生名1881番2地先から 同町生名1882番2地先まで	旧	メートル 6.3~10.8	キロメートル 0.046	
		越智郡上島町生名1881番2から 同町生名1882番2まで	新	10.8~16.8	0.046	

○愛媛県告示第1436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	横浜生名港線	越智郡上島町生名1881番2から 同町生名2109番地先まで	平成22年12月24日

○愛媛県告示第1437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市延喜字鳥ノ上甲342番5から 同市延喜字鳥ノ上甲342番5まで	平成22年12月24日

○愛媛県告示第1438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成22年12月24日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	白石信夫	松山市上伊台町133番地

により、次のとおり指定道路を指定した。

平成22年12月24日

愛媛県中予地方局長 門屋泰三

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成22年12月15日
- 指定道路の位置
伊予市下吾川字馬塚1241番3及び1242番7
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 13.64メートル
 - 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定

○愛媛県告示第1440号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村時広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(特-21)第904号	平成21年12月7日	(株)末廣建設	福岡三千雄	宇和島市保田甲983-5	平成22年11月10日	建築工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-19)第1409号	平成19年9月14日	(有)小泉建設	小泉 一子	南宇和郡愛南町船越265	平成22年11月11日	管工事業、造園工事業	建設業の廃止(一部)
(特-18)第6161号	平成18年4月24日	三原設備(株)	三原 光孝	八幡浜市向灘245-3	平成22年11月16日	管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・本郷地区)の施行を平成22年12月17日認可した。

平成22年12月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1442号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・本村地区)の施行を平成22年12月17日認可した。

平成22年12月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

○愛媛県告示第1443号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	八幡浜市日土町6番耕地66番1地先から 同市日土町6番耕地66番1地先まで	旧	メートル 5.2~11.5	キロメートル 0.014	
			新	8.1~11.5	0.014	

訓 令

○愛媛県訓令第22号

総 務 部
企 画 情 報 部
県 民 環 境 部
経 済 労 働 部
農 林 水 産 部
産 業 技 術 研 究 所

愛媛県E V開発推進班規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県E V開発推進班規程の一部を改正する訓令

愛媛県E V開発推進班規程(平成22年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、経済労働部管理局長の職にある班員をもって充てる。 別表(第3条関係) 1 省略	(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、経済労働部産業支援局産業創出課長の職にある班員をもって充てる。 別表(第3条関係) 1 省略

- 2 経済労働部管理局长
- 3 省略
- 4 総務部管理局総務管理課長補佐（総務部長が指定するものに限る。）
- 5 企画情報部管理局交通対策課長補佐
- 6 県民環境部環境局環境政策課長補佐
- 7 経済労働部管理局産業政策課長補佐（経済労働部長が指定するものに限る。）
- 8 経済労働部管理局企業立地推進室長補佐
- 9 経済労働部管理局労政雇用課長補佐
- 10 省略

- 11 経済労働部産業支援局経営支援課長補佐（経済労働部長が指定するものに限る。）
- 12 農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐（農林水産部長が指定するものに限る。）
- 13 農林水産部水産局水産課技術課長補佐
- 14 産業技術研究所技術開発部長
- 15 省略
- 16 省略

- 2 省略

- 3 省略
- 4 経済労働部管理局産業政策課企業立地推進室資源エネルギー係長
- 5 経済労働部管理局労政雇用課職業訓練係長
- 6 経済労働部産業支援局産業創出課新事業支援係長
- 7 経済労働部産業支援局産業創出課産学官連携係長
- 8 経済労働部産業支援局経営支援課地域産業係長

- 9 省略
- 10 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第23号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第7（第4条関係）					別表第7（第4条関係）							
知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長					部 長	局 長
森 林 整 備 課	1～14 省略					森 林 整 備 課	1～14 省略					
	15 森林 整備工 事に係 る競争	1 森林整備工事に係る競争 入札等の参加者の資格の認 定（森林整備工事に係る競 争入札等の参加者の資格及			—							

入札等 参加資 格審査 に関す る事務	び資格審査に関する要綱 (平成15年5月愛媛県告示 第1250号)第2条第1項、 第4条)								
	2 記載事項の変更並びに事 業の休止及び廃止の届出の 受理(森林整備工事に係る 競争入札等の参加者の資格 及び資格審査に関する要綱 第6条)								
16 省略									
17 省略									
18 省略									
19 省略									

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

平成23年度及び平成24年度において県が発注する森林整備工事(造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。)に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り(以下「競争入札等」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)並びにその審査の申請(以下「申請」という。)の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
 - 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 資格
 - 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成15年5月愛媛県告示第1250号)第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
 - (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。
- 申請の時期

平成23年1月4日(火)から31日(月)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。
- 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知
 - 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2600

- 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。
- 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書(別記様式)により通知する。
- 資格の効力

資格は、平成23年度及び平成24年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。
- 平成25年度及び平成26年度の資格審査

平成25年度及び平成26年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成24年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。
- 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話(089)912 2600

別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県東予地方局産業経済部今治支局森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 2193	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
で

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
西条市大野379番 1	雑種地	1,781㎡	29,710,000円
西条市大野379番 4	宅 地	435.58㎡	

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
ア 提出期間
平成22年12月24日（金）から平成23年1月24日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
イ 提出場所
愛媛県農林水産部森林局森林整備課公有林整備係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2602
ウ 提出方法
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。
エ 郵送等による提出の取扱い
郵送等による提出の場合は、平成23年1月24日（月）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
(2)イに掲げる場所で交付する。
ウ 現地説明の日時及び場所
(ア) 日時

平成23年1月12日（水）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成23年2月8日（火）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県西条市丹原町池田1611番地
愛媛県東予地方局西条第二庁舎4階大会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
- ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について
海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）

第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成22年6月22日付け公告）を次のとおり変更した。

平成22年12月24日

愛媛県知事 中村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成22年		平成23年	
	平成22年1月から12月まで	平成22年7月から平成23年6月まで	平成23年1月から12月まで	平成23年7月から平成23年6月まで
まあじ	8,000トン		8,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		(注)

(注)平成23年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成22年1月から12月まで	平成23年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	5,600トン	5,600トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度的普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

(2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

(3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成22年4月1日から6月30日まで	平成22年9月1日から11月30日まで	平成23年4月1日から6月30日まで	平成23年9月1日から11月30日まで	平成22年10月1日から12月31日まで	平成23年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成22年及び平成23年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成22年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成23年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成22年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成23年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
		サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成22年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
			平成23年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

正 誤

○正 誤

平成22年12月7日付け第2225号愛媛県規則第43号（愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
937	上から3行目 （規則末尾に追加）		附 則 この規則は、公布の日から施行する。